

宝塚市立病院院内保育所運営業務委託  
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年（2026年）7月

宝塚市立病院



## 1 案件名称

宝塚市立病院院内保育所運営業務

## 2 業務の目的

働きやすい職場環境づくりの一環として、院内保育所（以下、「保育所」という。）を設置・運営し、宝塚市立病院に勤務する者が養育する乳幼児に保育を提供することを目的とする。この要領は、宝塚市立病院院内保育所運営業務を委託する事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施するにあたり、その必要な手続等について定めるものである。

## 3 業務内容等

### (1) 業務内容

ア 定員 19人

イ 利用対象者 宝塚市立病院に勤務する者（非正規職員及び委託事業者等の従業員を含む。）

ウ 保育対象児 0歳児（生後24週を経過）から6歳児までの未就学児童

エ 保育実施日 毎日(12月29日から1月3日を除く)

オ 保育時間(利用希望がない場合は開園しない。)

基本保育：午前7時30分から午後6時00分

延長保育：午前7時00分から午前7時30分

午後6時00分から午後8時30分

夜間保育：午後6時00分から翌午前7時30分（※）

※週1回(委託事業者との協議によって決定する)

### (2) 委託期間

令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

### (3) 提案限度額（契約上限額）

金20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※基本保育(2名体制)、運営準備費用、固定的経費の年間の合計額が、上記の額を上回る見積書を提出したものは失格とする。

### (4) 業務履行場所

ア 所在地

宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 内

イ 施設概要(「施設図面」参照)

託児室(78.23㎡) 職員室、配膳・湯沸室(20.45㎡) 便所(9.83㎡)

園庭（砂場 10.20㎡・人工芝 14.75㎡） 物置（5.77㎡）

#### （５）契約担当課

宝塚市立病院経営統括部人事・福利厚生担当

#### ４ 選定方法

本契約の受託者は、公募型プロポーザル方式により選定する。事前に、企画提案書等を提出のうえ、後日、企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施し、最終的に契約締結候補事業者１者を選定する。

#### ５ 参加資格

本プロポーザルへ参加できる事業者（宝塚市入札参加資格者名簿に登録のある業者）は、次の条件を全て満たした者とする。

##### （１）事業実績等のある者

兵庫県、大阪府及び京都府に本社又は営業所等を有する法人であって、保育施設の運営実績が３年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が３年以上継続してある保育事業者であること。（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）

##### （２）許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

##### （３）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していない者。

##### （４）宝塚市から指名停止措置を受けていない者。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

##### （７）国税及び地方税を滞納していない者。

（８）本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者。

## 6 スケジュール

応募書類交付	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月24日（金）
参加申込書に係る質問書の提出期間	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月10日（金） 電子メールにより提出。電話での問い合わせには応じない。
質問事項への回答	令和8年7月17日（金）午後5時30分までに 宝塚市ホームページにより回答。個別回答には応じない
参加申込書の提出期限	令和8年7月24日（金）午後5時(必着)
質問書提出期間	令和8年8月7日（金）午後5時 質問書(様式第3号)を作成し、電子メールにより提出。 電話での問い合わせには応じない。
質問事項への回答	令和8年8月14日（金）午後5時30分までに 宝塚市ホームページにより回答。個別回答には応じない
提案書等の提出期限	令和8年8月21日（金）午後5時(必着)
プレゼンテーション	令和8年9月10日（木） (参加者多数の場合、翌9月11日も開催)
審査結果	決定後すみやかに各参加者へ文書にて通知

## 7 参加資格確認申請書類の提出

本業務に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出してください。

### (1) 提出期限等

①提出期限：令和8年7月24日（金）午後5時まで（必着）

②提出方法：持参又は郵送による

※受付時間は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

### (2) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②保育施設又は院内保育所の運営（受託）実績（様式第2号）

③商業登記簿謄本又はそれに類する登記簿謄本(写し可)

④法人住民税にかかる納税証明書（写し可）

⑤法人税・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（国税庁の定める納税証明書（その3の3））(写し可)

③～⑤については、令和8年4月1日以降に発行されたもの

(3) 提出先及び質疑照会先

〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目5番1号

宝塚市立病院 経営統括部人事・福利厚生担当(担当：植村・宗廣)

電 話 (0797) 87-1161 (内線3353)

FAX (0797) 87-5624

電子メール m-takarazuka0200@city.takarazuka.lg.jp

ホームページ <http://www.takarazukacity-hp.com/>

(4) 質疑照会

①照会期限：令和8年7月10日(金)午後5時まで

②質疑方法：電子メールによる

電子メールのタイトルは次のとおりとすること。

「宝塚市立病院院内保育所運營業務委託業務参加申込質疑【事業者名】」

③回答方法：令和8年7月17日(金)午後5時30分頃までに宝塚市のホームページに掲載するものとする。個別回答には応じない。

## 8 提案書等の提出

(1) 提出期限、提出方法

①提出期限：令和8年8月21日(金)午後5時(必着)

②提出方法：持参又は郵送による

※受付時間は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時とする。

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 提出先および提出方法

「7の(3)提出先及び質疑照会先」へ持参または郵送。

(3) 提出書類

提出書類、様式等は次のとおりとし、別添「仕様書」に基づき作成すること。

①提案書表紙(様式第4号)

②法人等概要書(様式第5号)

③保育所等運営受託に関する提案書(様式事由)

ア 理念・運営方針(保育に対する理念、保育所運営の方針や目標、運営実績)

イ 保育内容(保育指導の計画、1日の保育の流れ、年間行事計画等)

- ウ 保育従事者（配置や勤務計画、研修等）
- エ 保健衛生（清潔な保育環境の維持管理、保育児・保育従事者の健康管理等）
- オ 安全管理・危機管理（事故・災害の予防、発生時の対応等）
- カ 保護者との連絡調整（保護者との関わり、相談体制、苦情解決等）
- キ 個人情報保護（個人情報保護への考え方や対応方針等）
- ク 独自事業・特色等

（「幼稚園に通わせている職員の子どもが、園の送迎バスで宝塚市立病院付近へ帰ってきた際、保育従事者が引き取り、院内保育所で保育する。」など、貴社のこれまでの保育所・院内保育所運営で蓄積されたノウハウのうち、保護者からのニーズが高く、かつ、貴社において対応可能なサービスがあれば提案してください。）

#### ④ 運営費見積書

見積書は、仕様書(4.業務の目的・内容→(2).内容→オ.保育時間)に示した保育時間及び保育従事者の配置条件を前提として作成し、見積額の積算内訳・算定根拠を詳細に示すこと。特に人件費については、有資格者と無資格者それぞれの単価を明示すること。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、税抜きの金額を記載すること。

見積書の様式は自由とするが、以下の項目ごとの金額を記載すること。

##### ア 基本保育

→仕様書に定める基本保育の時間帯に、保育士2名を配置した場合の経費を見積もること。保育がなかった期間の料金請求についての有無を明記すること。

##### イ 運営準備経費

→保育従事者の採用や研修等、運営開始に向けた準備に関し発生する経費を見積もること。

##### ウ 固定的経費

→運営上、固定的に毎月発生する経費を詳細に記載すること。

以下は審査対象とはしないが、参考見積として記載すること。

##### エ 基本保育

→仕様書に定める基本保育の時間帯に保育士3名を配置した場合の経費を見積もること。

##### オ 延長保育・夜間保育

→仕様書に定める延長保育・夜間保育それぞれの時間帯に、保育士2名を配置した場合の経費を見積もること。

## カ その他経費

→その他、必要とされる経費を詳細に記載すること。

### ⑤ その他参考資料（必要に応じて）

### （４）書類の体裁

原則として、A4版・縦型・横書き・片面印刷・左綴じで作成すること。  
ただし、既存資料がある場合は、横型あるいはA3版等でも可とする。

### （５）提出部数

正本1部、副本8部

### （６）その他

- ・提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- ・提出された書類は、複製を作成する場合がある。
- ・提出された書類のほか、審査に必要な書類・資料の提出を求める場合がある。

### （７）質疑照会

①照会期限：募集開始から令和8年8月7日（金）午後5時まで

②質問方法：質問書(様式第3号)を作成し、電子メールにより提出すること。

電子メールのタイトルは次のとおりとすること。

「宝塚市立病院院内保育所運営業務委託業務提案質疑【事業者名】」

③回答方法：令和8年8月14日(金)午後5時30分頃までに随時、市のホームページに掲載するものとする。

## 9 審査方法等

### （１）評価方法

提出書類及び次項に示すプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も評価の高い提案を行った者を受託候補者に選定し、次に評価の高い者を次点者として選定する。

なお、本プロポーザルについては、提案者が1事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

また、審査の結果、適切な受託候補者がいないときは、候補者なしとしたうえで、再募集することがある。

### （２）プレゼンテーション

①開催予定 令和8年9月10日（木）（参加者多数の場合、翌9月11日も開催）

②実施場所 宝塚市立病院講堂

③実施方法 プレゼンテーション及び質疑応答

- ④所要時間 1者45分(プレゼンテーション25分、質疑応答20分)
- ⑤ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、追加資料は受理しない。
- ⑥ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候や出席予定者の事故等、管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲でプレゼンテーションを実施できる時は、指示した日時において再度プレゼンテーションを行うものとし、再度のプレゼンテーションを行うことが困難であると認められる時は、当該プロポーザル参加者のプロポーザル評価項目については、全て0点として取り扱うものとする。

### (3) 評価の基準・項目

「宝塚市立病院院内保育所運営業務委託 公募型プロポーザル評価基準」及び「宝塚市立病院院内保育所運営業務委託 公募型プロポーザル評価項目」によるものとする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、決定後すみやかに各参加者へ文書にて通知する。

ただし、審査結果にかかる評価・点数等についての問い合わせには応じない。

## 10 留意事項

- (1) 参加者は、応募書類の提出を持って参加資格を満たし、本実施要領及び仕様書の記載内容、条件を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に関する費用については、すべて参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とする。
- (4) 企画提案は、1者につき1件のみとする。
- (5) 提出期限後の企画提案書の再提出や変更は認めない。
- (6) 参加申込書や企画提案書等、提出された書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。

## 11 企画提案の無効に関する事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、その者の企画提案を無効とします。

- (1) 所定の日時及び場所に、企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 5の参加資格に該当していない、又はしなくなった場合

- (3) 企画提案に関して不正行為があった場合
- (4) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な記述の誤脱、又は認識しがたい見積、又は金額を訂正した見積をした場合
- (5) 見積額が本市の「提案上限金額」を超えていた場合
- (6) プレゼンテーション参加事業者が、プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (7) その他本市が指示した事項に違反した場合

#### 1 2 機密の保持及び個人情報保護に関する事項

本業務の実施に当たり、知り得た秘密に関する事項及び納税者の個人情報に関する事項については、契約期間中のみならず、準備期間及び契約終了後においても第三者に漏らしてはならないものとします。

また、業務委託契約書の中で個人情報保護に関する事項等を規定し、これを遵守していただきます。

#### 1 3 受託後の業務委託仕様書の作成等

選定した受託候補者と、本業務委託の細部及び契約条件（内容、金額等）を協議のうえ、委託契約を締結することとする。なお、当該受託候補者と協議が整わない場合は、次点者として選定された者との協議を行い、委託契約を締結する。